

奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十号

奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例

奈良県の南部・東部地域は、美しい自然及び景観、豊かな歴史文化等、国内外に誇る魅力ある地域であるとともに、食料、木材、水及びエネルギーの安定的な供給、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、本県が誇る魅力ある生活文化及び歴史文化の継承、県土全体における水害等の自然災害の発生防止、健全な水循環の維持等の重要な役割を担う地域である。

また、奈良県の発展は、南部・東部地域に支えられてきた歴史があり、今後も、南部・東部地域の持続的発展は、県全体の発展のためにも必要不可欠なものである。

しかしながら、南部・東部地域は、若年層の流出による人口の減少及び少子高齢化の進展が他の地域と比較して著しく、産業、教育、福祉、医療、交通等の多くの分野で解決すべき課題を抱えている。

このような状況に対処するためには、南部・東部地域において、県民生活を支える森林環境の維持向上及び水資源の保全を図りつつ、地域資源の活用による人々の交流の拡大、経済の好循環及び脱炭素社会を実現し、持続可能な地域社会を形成していくことを県民共通の目標として、県、市町村、県民等が相互に協力し、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、南部・東部地域の振興に取り組んでいかなければならない。

ここに、県と市町村との協働による南部・東部地域の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、南部・東部地域の振興に関し、基本理念を定め、県と南部・東部市町村との協働等、県の責務並びに県民及び関係事業者の役割を明らかにするとともに、南部・東部地域の振興に関する施策の基本となる事項等を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、南部・東部地域の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 南部・東部地域 南部・東部市町村が管轄する地域をいう。
- 二 南部・東部市町村 五條市、御所市、宇陀市、山辺郡山添村、宇陀郡曾爾村及び御杖村、高市郡高取町及び明日香村並びに吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村をいう。
- 三 関係市町村 南部・東部市町村以外の県内の市町村であつて、南部・東部地域の振興に関係するものをいう。
- 四 関係事業者 南部・東部地域の振興に関する事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(基本理念)

**第三条** 南部・東部地域の振興は、本県において南部・東部地域が果たす役割の重要性を踏まえ、県、南部・東部市町村及び関係市町村、県民並びに関係事業者が適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、南部・東部地域における産業の振興、雇用の創出、生活環境の確保及び充実等を図り、これらの目的に沿う拠点の形成、拠点間の結節の確保並びに必要な人材の育成及び確保に取り組むことにより、南部・東部地域の人口の社会減少（人口の流出数が流入数を上回ることをいう。）を抑制し、持続的発展を図ることを旨として、行わなければならない。

(南部・東部市町村との協働及び関係市町村との連携)

**第四条** 県と南部・東部市町村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）

（にのっとり、南部・東部地域の振興について、共通の目標を定め、協働して施策を推進するものとする。

2 県は、南部・東部市町村とともに、必要に応じて関係市町村と連携して、南部・東部地域の振興に関する施策を推進するものとする。

3 前二項の規定による協働又は連携は、それぞれの主体的取組を尊重して推進するものとする。

(協議の場の設置)

**第五条** 県は、県と南部・東部市町村が協働して実施する施策を効果的に推進するため、南部・東部市町村との協議の場を設けるものとする。

(県の責務)

**第六条** 県は、基本理念にのっとり、南部・東部市町村と協働して、南部・東部地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、南部・東部地域がこれまで県の発展に果たしてきた役割、南部・東部地域の現状及び南部・東部地域の振興に関する施策の重要性について、県民の関心及び理解を深める取組を推進するものとする。

(県民及び関係事業者の役割)

**第七条** 県民及び関係事業者は、基本理念にのっとり、南部・東部地域についての関心及び理解を深めるとともに、南部・東部地域の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(南部・東部地域の振興に関する基本計画)

**第八条** 知事は、南部・東部市町村と協働して、南部・東部地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、南部・東部地域の現状及び課題を踏まえ、南部・東部地域の振興に関する主要な目標並びに産業の振興及び雇用の創出、住民の福祉の向上及び生活の安定、防災・減災対策の推進、魅力ある地域づくりの推進、デジタル社会の形成の推進等の基本的施策(以下「基本的施策」という。)について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、第五条の協議の場に諮り、当該場において聴取した南部・東部市町村の意見を踏まえるとともに、県民及び関係事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策の実施)

**第九条** 県は、基本的施策の実施に当たっては、第五条の協議の場を活用する等により、南部・東部市町村との協働に資する措置を講ずるものとする。

2 県は、基本的施策の実施に当たっては、基本的施策の分野ごとに、拠点の形成、拠点間の結節の確保並びに必要な人材の育成及び確保に配慮しなければならない。

(南部・東部市町村に対する支援)

**第十条** 県は、南部・東部市町村が実施する南部・東部地域の振興に関する施策を支援

するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

**第十一条** 県は、基本理念に基づき南部・東部地域の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第八条の基本計画を定めるまでの間は、この条例の施行の際現に定められている南部・東部地域の振興に関する県の基本的な計画であつて、南部・東部地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、同条の規定により定められた基本計画とみなす。